

船橋市障害児支援分野のＩＣＴ導入支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、市内の障害児通所支援事業所及び障害児入所支援事業所、障害児相談支援事業所において、ＩＣＴ導入に関する経費の補助を行うことで、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 前条に規定する障害児通所支援事業所とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第１項に規定する事業を提供するものをいい、障害児入所支援事業所とは、同法第７条第２項に規定する支援を行うものをいい、障害児相談支援事業所とは、同法第６条の２の２第６項に規定する事業を提供するものをいう。

（補助対象経費）

第３条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、令和８年４月１日以降に、業務効率化及び職員の業務負担軽減のためのＩＣＴ導入に関する経費で、次の各号に掲げるものとし、令和８年１月９日こ支障第４１４号こども家庭庁支援局長通知の別紙「令和７年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱」６．補助対象の〔留意事項〕５の（１）の事業に規定するものをいう。

- （１）情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- （２）ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- （３）通信環境機器等（Ｗｉ－Ｆｉルーターなど）
- （４）保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

２ この補助金は、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としないものとする。

- （１）経済産業省が実施している「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」により補助を受けたＩＣＴ導入事業に係る経費。
- （２）厚生労働省が実施している「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」により補助を受けたＩＣＴ導入事業に係る経費。

（補助金の額）

第4条 1 施設又は事業所あたりの基準額を100万円とする。補助金の額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により補助金の額を算出した場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 障害児通所支援事業所及び障害児入所支援事業所、障害児相談支援事業所を運営する者であること。

(2) 市が開催するICT導入に伴う研修会に参加できる者であること。

(3) 補助対象経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定することができる者であること。

(4) 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金（「令和6年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」等）により補助を受けて同種のICT機器等を購入したことがない者であること。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の対象事業は、対象者が障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減のため導入計画に基づきICTを導入する事業のうち、市長が認めたものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする場合は、船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控

除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し交付の可否を決定し、その旨を船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過

後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(変更等の申請手続)

第10条 第8条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し承認の可否を決定し、その旨を船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金計画変更・中止・廃止可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(実績報告)

第11条 この補助金の事業実績報告は、当該年度の3月31日までに、船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付の時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（公表）

第16条 補助事業者は、本事業により導入した導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表することで、広く情報提供を行うものとする。また、公表された内容についてこども家庭庁及び市が活用事例としてホームページへの掲載等を行うことに同意することとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第 1 号様式

船橋市障害児支援分野の I C T 導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長あて

所 在 地

申 請 者 名 称

代表者職氏名

電 話 番 号

船橋市障害児支援分野の I C T 導入支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額

円

2. 添付書類

- (1) 事業者調査票
- (2) 事業計画書
- (3) 積算内訳書
- (4) 見積書の写し等 (2 者以上)

3. 消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☐ 消費税額を対象経費に含めて補助金交付額を算定
※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が 0 円の場合も含む)。

② ①で「消費税を対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
☐ その他 ()

第2号様式

船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で交付申請のあった船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 交付する

(1) 交付決定額

円

(2) 交付の条件

2. 交付しない

(理由)

第3号様式

船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金計画
変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

申請者名称

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業の計画を変更・中止・廃止
したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更・中止・廃止の理由

2. 変更の場合、補助事業の内容
(変更前)

(変更後)

3. 添付書類

第4号様式

船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金計画
変更・中止・廃止可否決定通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長



年 月 日付で交付申請のあった船橋市障害児支援分野のICT導入支援
事業補助金の

☐計画変更

☐中止 について、下記のとおり決定したので、通知します。

☐廃止

記

1. 承認する

2. 承認しない
(理由)

第5号様式

船橋市障害児支援分野のICT導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長あて

所 在 地

申 請 者 名 称

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった船橋市障害児支援分野
のICT導入支援事業補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金精算額 円
- 3 補助事業の着手日及び完了の年月日
 - (1) 事業着手日 年 月 日
 - (2) 事業完了日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 実績調書
 - (2) 積算内訳書
 - (3) 設置または導入した製品名及び経費の内訳が分かる書類（請求明細等）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式

船橋市障害児支援分野の I C T 導入支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった船橋市障害児支援分野の I C T 導入支援事業補助金について、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付確定額 | 円 |

第 7 号様式

船橋市障害児支援分野の I C T 導入支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

所 在 地

申 請 者 名 称

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市障害児支援
分野の I C T 導入支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

円

2. 確定申告により確定した船橋市障害児支援分野の I C T 導入支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円と
記載すること）

円

※ 0 円の場合はその理由について ☒

- ☐ 消費税の申告義務がない
- ☐ 簡易課税方式による申告を行っている
- ☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える
- ☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が 0 円だった場合など）

3 添付資料

・ 返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える事業者は添付不要）

・ 別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり